通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第１条　一部事務組合下北医療センターが開設するむつリハビリテーション病院（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーションの事業（以下「指定通所リハビリテーション」という。）は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営方針）

第２条　運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定適所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(2)　指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(3)　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及びリハビリテーションの目標、具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(4)　通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又ほその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(5)　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名　称　むつリハビリテーション病院

(2) 所在地　むつ市桜木町 13 番 1 号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　1 名

管理者は、通所リハビリテーション計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師　2 名

(3) 通所リハビリテーション従事職員

理学療法士	6 名	
作業療法士	4 名	
言語聴覚士	2 名	
看護職員	1 名	
管理栄養士	3 名	
介護職員	13 名	
事務職員	1 名	
その他	3 名	利用者の送迎等

(営業日、営業時間等)

第 5 条　営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間　午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(3) サービス提供時間　午前 9 時 30 分から午後 3 時 40 分までとする。

(利用定員)

第 6 条　利用定員は、50 名とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第 7 条　指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 食事サービス

(8) 入浴サービス

（9）相談援助
（10）レクリエーション

（利用料その他の費用）

第 8 条　指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

（1）食　費　７５０円
（2）事業所外で行うレクリエーションにおける入館料及び趣味活動の材料費　実費
（3）日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用
　①　化粧品（リンス・シャンプー、ボディシャンプー）３０円
　②　ティッシュペーパー　１０円
　③　おしぼり　２０円
　④　紙オムツ（テープ式)、リハビリパンツ　各１枚１００円
　⑤　尿とりパッド類　１枚５０円
（4）利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を徴収する。ただし、病状の急変等緊急やむを得ない理由がある場合は徴収しない。

利用予定日の前日午後 5 時 以降の連絡による取消	キャンセル料　１，０００円 （食費の実費を含む。）

3　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条　通常の事業の実施地域は、むつ市（平成 17 年 3 月 14 日の市町村合併前のむつ市及び川内町をいう。）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条　サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

（1）事業所のルールとして、事業所の諸規程に定められている事項
（2）設備の利用に当たっては、事業所の諸規程に定められている事項

（緊急時における対応方法）

第 11 条　通所リハビリテーションに当たる従業者は、現に指定通所リハビリテーションの

提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 12 条　管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 1 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条　通所リハビリテーションに当たる従業者の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修　採用後 1 箇月以内に実施

（2）継続研修　年 3 回以上

2　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者文はその家族の秘密を漏らし

てはならない。
3　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
4　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、一部事務組合下北医療センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成 17 年 8 月 15 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年６月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年６月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年７月１日から施行する。